

令和5年10月5日

公益社団法人神奈川県環境保全協議会 御中

神奈川県環境農政局環境部資源循環推進課長
(公印省略)

「令和5年度PCB廃棄物の適正な処理促進に関する説明会」について(依頼)

本県の廃棄物行政につきましては、日頃から御理解、御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法により、低濃度ポリ塩化ビフェニル(以下「PCB」という。)廃棄物の処分期間は令和9年3月31日までとされています。処分期間を過ぎて低濃度PCB廃棄物を保管している場合は、同法に基づく改善命令の対象となるため、処分期間内に確実に処分委託を終える必要があります。

このたび、環境省から別添のとおり「令和5年度PCB廃棄物の適正な処理促進に関する説明会」に関するチラシが送付されましたので、県内事業者へ広く周知するため、貴団体会員様への周知に御協力いただきますようお願い申し上げます。

<同封物の内容>

「令和5年度PCB廃棄物の適正な処理促進に関する説明会」に係るチラシ(1部)

※ 別添チラシについては以下のページに掲載されています。

「令和5年度PCB廃棄物の適正な処理促進に関する説明会」(経済産業省のページ)

https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/kankyokeiei/pcb/R5_setsumeikai.html

※ 機関紙への掲載等にあたり、原稿作成の御依頼をいただければ対応させていただきます。

※ メールマガジンへの添付、ホームページへの掲載等にあたっては、以下の資料も御参照いただければ幸いです。

<掲載ページ>ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物(神奈川県ホームページ)

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/p3k/ent/f7649/index.html>

○掘り起こし調査等における高濃度PCB廃棄物等の発見事例(環境省資料)

○低濃度PCB廃棄物の発見事例集(環境省資料)

問合せ先

適正処理グループ 柴谷、山田

電話:045-210-4151

E-mail:pcb.tyosa@pref.kanagawa.lg.jp